



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 ニチモウ株式会社  
代表社名 代表取締役社長 松本 和明  
(コード番号 8091 東証第 1 部)  
問合せ先 総務部長 山本 敏夫  
(TEL 03-3458-4056)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 131 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件にともなう発行可能株式総数および単元株式数の変更につきましては、本日付の「株式併合、単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」にて別途開示しております。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）の施行にともない、株式併合を行う場合、発行可能株式総数は、効力発生日における発行済株式の総数の 4 倍を超えることができない旨が規定されました。本改正および株式併合の内容を勘案し、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）に規定される発行可能株式総数を 154,514,000 株から 15,149,600 株に変更するものであります。  
また、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するため、現行定款第 8 条（単元株式数）に規定される当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものであります。  
その他、効力発生日を定めるため、附則を設けるものであります。  
なお、本変更は平成 29 年 6 月 29 日開催予定の当社第 131 回定時株主総会で「株式併合の件」が承認可決されることを条件といたします。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 29 年 6 月 29 日  
定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 29 日  
ただし、第 6 条（発行可能株式総数）および第 8 条（単元株式数）の効力発生日は、平成 29 年 10 月 1 日となります。

以 上

別 紙

(下線は変更の部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行のとおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～6. (条文省略) <新設>	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～6. (現行のとおり) <u>7. 古物の売買及びその仲介に関する事業</u> <u>8. ～18. (現行のとおり)</u>
7. ～17. (条文省略)	
第3条～第5条 (条文省略)	第3条～第5条 (現行のとおり)
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>154,514,000株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>15,149,600株</u> とする。
第7条 (条文省略)	第7条 (現行のとおり)
(単元株式数)	(単元株式数)
第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第9条～第39条 (条文省略)	第9条～第39条 (現行のとおり)
附則	附則
<新設>	<u>(発行可能株式総数および単元株式数の変更の効力発生日)</u> <u>1. 本定款第6条(発行可能株式総数)および第8条(単元株式数)の変更の効力発生日は、平成29年10月1日とする。なお、本附則は、当該効力発生日をもって削除する。</u>

以 上